

日本関節神経学的治療研究会 会則

第1条（名称）

本会は「日本関節神経学的治療研究会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、医師および理学療法士が協働し、関節神経学的治療に関する知見の共有、技術向上、ならびに地域医療への貢献を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 研究会・講演会・勉強会等の開催
2. 会員相互の交流・情報交換
3. 調査・研究および広報活動
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

第4条（会員資格）

本会の会員は、以下の要件を満たす者とする。

1. 医師または療法士であること
2. 本会の目的に賛同し、世話人会の承認を得た者

第5条（入会・退会）

1. 入会希望者は事務局に申し込み、世話人会の承認をもって会員となる。
2. 退会を希望する者は、事務局に届け出ることで退会できる。
3. 会員が本会の名誉を著しく損なう行為をした場合、世話人会の議決により除名することができる。

第6条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
代表世話人 1名
世話人 4名以内
2. 役員は会員の互選により選出する。
3. 任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条（世話人会）

1. 世話人会は、代表世話人が必要に応じて招集し、本会の運営方針、入会承認、その他重要事項を協議する。
2. 世話人会は、対面のほか、オンライン会議・メール等によるリモート形式で開催することができる。
3. リモート会議による出席は、対面と同等の効力を有するものとする。
4. 世話人会の議事については議事録を作成し、出席者の確認を経て事務局にて保管する。

第8条（会費）

会費は当面無料とする。必要が生じた場合は、世話人会の議決により別途定める。

第9条（事務局）

1. 本会の事務局は、下記に置く。
東京都渋谷区神山町5-5 株式会社H i S C内
2. 事務局は、入退会管理、会計、記録、研究会・講演会等の運営を担当する。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第11条（規約の改定）

本会則の改定は、世話人会の議決により行う。

第12条（附則）

1. 本会の設立日は令和8年1月1日とする。
2. 本会は将来的に一般社団法人化を目指すものとする。
3. 本会則は設立日より施行する。